

東京都地域医療再生計画の内容

多摩地域

- ・人口当たりの病床数や医師数が都平均を下回っており、特に中核的機能を有する病院が少ない中、小児医療及び周産期医療の確保が大きな課題

小児医療

【地域における医療体制の強化】

多摩地域の小児医療の中核的病院として、都立小児総合医療センターを開設
(平成22年3月)

小児二次救急医療を担う病院に対する支援を実施
これらの病院の小児医療を支えるため、大学に寄附講座を設置し、大学からの医師派遣を実施

小児医療に関する普及啓発事業を実施(都全域を対象)

【迅速・適切な重症患者対応】

都立小児総合医療センターにおいて、外科的な領域を含む重篤かつ緊急性のある小児救急患者を迅速に受け入れ、速やかに救命対応を行う「子ども救命センター(仮称)」を整備

小児の救命処置を行なえる小児科医等を養成(都全域を対象)

【小児医療ネットワークの構築】

都立小児総合医療センターと小児二次救急医療施設間において情報システムを活用したネットワークを構築(二次～三次連携モデル事業)

小児救急支援システム(空床情報の共有等)

遠隔診断支援システム(画像診断等による支援)

地域小児医療ネットワーク(一次～二次連携モデル事業)を実施

小児救急医療対策協議会を設置(都全域を対象)

周産期医療

【重症妊産婦への対応強化】

緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」(いわゆる「スーパー総合周産期センター」)を整備

【ミドルリスク妊婦等への対応強化】

周産期連携病院の確保を推進する

【ローリスクからハイリスクまでのリスクに応じた役割分担と連携】

多摩地域全域を対象にした周産期医療ネットワークグループを構築

【NICUの受入体制の拡充に向けた取組】

新生児集中治療管理室(NICU)等の整備促進(都全域を対象)

医師確保対策

小児医療や周産期医療等に従事する医師を養成するため、国の医師確保対策に基づく医学部定員増を活用した東京都地域枠として、杏林大学医学部及び順天堂大学医学部にそれぞれ5名増員(卒業後9年間、都内の小児医療、周産期医療、救急医療等に従事)

区東部保健医療圏

- ・人口当たりの病床数が都平均を下回っており、特に小児人口や出生数が増加する中、小児医療及び周産期医療の確保が課題
- ・感染症医療に対応できる医療機能が低いことから、新型インフルエンザ等新たな感染症の流行時に患者を的確に受け入れる体制の整備が急務

小児医療

【地域における医療体制の強化】

小児二次救急医療を担う病院に対する支援を実施

これらの病院の小児医療を支えるため、大学に寄附講座を設置し、大学からの医師派遣を実施

小児医療に関する普及啓発事業を実施(都全域を対象)

【迅速・適切な重症患者対応】

区東部保健医療圏を管轄地域とし、外科的な領域を含む重篤かつ緊急性のある小児救急患者を迅速に受け入れ、速やかに救命対応を行う「子ども救命センター(仮称)」を整備

小児の救命処置を行なえる小児科医等を養成(都全域を対象)

【小児医療ネットワークの構築】

小児救急医療対策協議会を設置(都全域を対象)

周産期医療

【NICUの受入体制の拡充に向けた取組】

既存のNICUの有効活用を図るため、在宅移行が望ましいNICUの入院児を対象に、

都立墨東病院において、在宅移行支援等のモデル事業を実施

新生児集中治療管理室(NICU)等の整備促進(都全域を対象)

新型インフルエンザ等への医療

新型インフルエンザ等の新興感染症の大規模発生に対応できる医療機能を強化(都立墨東病院に入院・外来機能を備えた感染症対応病棟を整備)

新型インフルエンザ等の新興感染症発生時における地域連携について協議する会議を開催し、地域の開業医等との医療連携体制を強化

国の地域医療再生臨時特例交付金の概要

目的

地域における医療課題の解決に向けて策定する地域医療再生計画（＊）に基づく事業を支援するため、都道府県に基金を設置し費用を助成する。

＊ 地域医療再生計画 ... 医療圏単位での医療機能の強化、医師等の確保等の取組その他の地域における医療に係る課題を解決するための施策について、都道府県が定める計画。

- | | |
|----------|-------------|
| 1 交付金の規模 | 2,350億円 |
| 2 基金設置 | 都道府県 |
| 3 事業期間 | 平成21年度～25年度 |
| 4 補助率 | (補助率の設定はない) |
| 5 基準額 | 25億円 |

地域医療再生計画について

- < 計画の内容等 >
- ・平成21年度から25年度までの5か年計画
 - ・二次医療圏単位に作成することが基本
(合理的な理由がある場合に限り、二次医療圏より広範な地域とすることができる。)
 - ・対象地域に対する事業が基本だが、都道府県全体に効果が及ぶ事業(医師確保対策等)も盛り込める。
 - ・計画では、対象地域の現状分析・課題設定を踏まえ、目標を設定し、その実現に資する事業を掲げる。
 - ・地域医療の継続的な確保を図るため、計画期間終了後も必要な事業は実施する。